に該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

一　当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二　伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四　当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

第十条の十第一項中「とき」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、同条第二項中「により、要間伐森林について市町村森林整備計画において定められている当該要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告した」を「による勧告をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　市町村の長は、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

3　市町村の長は、前項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。

第十条の十一第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第十条の十一の二中「（当該勧告に係る要間伐森林の森林所有者が当該要間伐森林の土地の所有者である場合に限る。）」を削り、「受けた森林所有者」の下に「（当該勧告に係る要間伐森林の土地の所有者である者に限る。以下この節において同じ。）」を加え、「第十条の十第二項」を「第十条の十第四項」に改め、「者（」の下に「第一号の契約にあつては、」を加え、「。以下この条において「指定地方公共団体等」という」を削り、「当該指定地方公共団体等を分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する育林者（以下「育林者」という。）とし、当該森林所有者を同項に規定する育林地所有者（以下「育林地所有者」という。）とする同項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該指定を受けた者を分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する育林者（以下「育林者」という。）とし、当該森林所有者を同項に規定する育林地所有者（以下「育林地所有者」という。）とする同項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）の移転並びに当該要間伐森林について行う間伐の実施及びそのために必要な施設の整備のため当該要間伐森林の土地を使用する権利（以下「特定使用権」という。）の設定に関する契約

第十条の十一の二に次の一項を加える。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る要間伐森林の立木について立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第三条（同法第十条において準用する場合を含む。第十条の十一の五において同じ。）の規定の適用があるときは、あらかじめ、当該立木の伐採について当該立木に関し登記した抵当権又は先取特権を有する者の同意を得なければならない。

第十条の十一の三第一項及び第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条の十一の四第一項中「第十条の十一の二」を「第十条の十一の二第一項」に、「すべて」を「全て」に、「分収育林契約」を「当該申請に係る契約」に改め、同項第二号ハ中「かん養」を「涵養」に改め、同条第二項中「前項」を「第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する前項」に改め、同項第十号中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する第一項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　当該要間伐森林の所在及び面積

二　特定所有権に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

三　特定所有権の取得の対価の額並びにその支払の時期及び方法

四　特定所有権に係る立木の伐採の時期及び方法

五　特定使用権の内容

5　前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定められなければならない。

一　前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二　前項第三号に規定する額については、特定所有権に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の伐採及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額とすること。

第十条の十一の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（裁定の効果）」を付し、同条第二項中「前条第一項」を「第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する前条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

3　前項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約に基づき前条第一項の裁定の申請をした者が分収育林契約に係る立木についての持分を取得したときは、その裁定の申請をした者と第十条の十一の二第二項の同意をした抵当権又は先取特権を有する者との間に前条第二項第九号に規定する立木の伐採の方法を立木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結されたものとみなす。

4　第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する前条第一項の裁定について第一項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に特定所有権の移転及び特定使用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

5　前項の規定により締結されたものとみなされた契約に基づき前条第一項の裁定の申請をした者が特定所有権を取得したときは、その裁定の申請をした抵当権又は先取特権を有する者との間に前条第四項第四号に規定する立木の伐採の方法を立木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結されたものとみなす。

第十条の十一の十五第一項中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に、「第十条の十一の十二第一項」を「第十条の十一の十一第一項各号」に、「第十条の十一の十三第一項」に、「第十条の十一の十一第一項各号」を「第十条の十一の十二第一項各号」に改め、同条を第十条の十一の十六とする。

第十条の十一の十四第一項中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に、「第十条の十一の十二第一項」を「第十条の十一の十三第一項」に改め、同条を第十条の十一の十五とする。

第十条の十一の十三中「第十条の十一の十一第二項」を「第十条の十一の十二第二項」に改め、同条を第十条の十一の十四とし、第十条の十一の十二を第十条の十一の十三とする。

第十条の十一の十一第一項中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十条の十一の十二とする。

第十条の十一の十第一項中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に改め、同条を第十条の十一の十とし、第十条の九を第十条の十一の九とする。

第十条の十一の七の見出しを「（分収育林契約等の解除）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十条の十一の五第四項の規定により締結されたものとみなされた契約に係る森林所有者は、当該契約により特定所有権及び特定使用権を取得した者が当該特定所有権に係る立木の全部又は一部の間伐を実施しないで第十条の十一の四第四項第四号に規定する立木の伐採の時期を経過したときは、都道府県知事の承認を受けて、当該契約の解除をすることができる。

第十条の十一の七を第十条の十一の八とする。

第十条の十一の六に見出しとして「（利用権の地代の額等の増減の訴え等）」を付し、同条第一項中「第十条の十一の四第一項」の下に「（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の二号を加える。

四　第十条の十一の四第四項第三号に規定する取得の対価の額